

「長浜市しょうがい福祉プラン」の中間見直しにかかる意見交換の結果

1. やさしいまちづくり「あたたか」

(1) 相互理解の推進

- ・ 民生委員児童委員協議会の理事会や地区の例会等で積極的な情報提供をしてほしい。
- ・ ヘルプマークのことはあまり知らない。どこで配布しているのか、どのように申請するか、どのような物か等より周知が必要。国がもっと推進していけばいいと思う。
- ・ 情報の発信方法が悪い。協会員にはメールで情報を発信しているが、協会の未会員の方に情報が伝わらない。視覚に障害のある高齢者の方は情報の取り方がわからない。インターネット等ITは操作がわからない。
- ・ 学校等の体験学習の受入れとして、手話サークルはまゆう会に学校から連絡があり、長浜北星高等学校や小学校等に行っている。

(2) 地域福祉の推進

- ・ 心が病むというのは社会や人間関係等の原因があり誰でも起こりえる。行政的にも医療的にも予算が追い付いていない。どこに助けを求めたらいいかわからない。
- ・ 湖北タウンホームと虎姫地区民協とは色々連携をしているが、当事者との関りはない。また、内面的（精神等）なしょうがいを持っている方との関りは難しい。必ずしも関りを持ってほしい方ばかりでない。
- ・ 高齢者もしょうがいの方も住みやすい街づくりを行政と一緒に作っていききたい。ソーシャルキャピタルが重要。
- ・ 重心者やその介護者の苦労がまだまだ理解されていない。

(3) 地域ネットワークの強化

- ・ 自立支援協議会の活動内容等がわからないとのご意見があった為、来年度、自立支援協議会のホームページで部会の会議録も載せ、周知を図っていききたい。
- ・ 自立支援協議会が音頭をとって必要なしょうがい福祉施策を考え、行政が予算面でバックアップしていく、といった役割分担をしなければならない。
- ・ 困難ケースの対応について。共通認識が利用者や親子さんとできず困る。権利の主張。行政や相談支援事業所が強制力を持って動いてほしい。
- ・ しょうがい者の相談先が高齢に比べ少ないとの声も聴く。
- ・ 就労支援部会の充実には、就労定着プロジェクトにかかっていると思っている。自立支援協議会の活性化をお願いしたい。

(4) ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・ 昨年度、バスの本数が減り移動手段がさらに少なくなった。
- ・ 大雪時の生活基盤が不十分である。大雪時には車いすのものは外出ができない為、家やアパートにこもって外との連絡がとれなくなる困る。除雪の柔軟な対応をお願いしたい。
- ・ さざなみタウンのエレベーターの件（バギータイプの車いすが乗れない）は困っている。これから建設される他の公共施設で同じようなことが起きないように、設計の

段階でよく考えていただきたい。

- ・しょうがい福祉センターを作ってほしい。新たに作るのではなく、駅が近くにある支所の空いている部屋でもいい。
- ・市役所やさざなみタウンに誘導チャイムがなく、視覚障害者に対する配慮がない。

2. 地域生活の支援「あんしん」

(1) 生活支援

- ・移動手段が少ないと思っている。福祉有償輸送の新規登録のハードルが高くて事業所が増えない。また、利用者のことを考えると値上げはできない。
- ・行動障害のある方の介護者のレスパイトの利用ができる資源が少ない。今まで利用していた短期入所も緊急度が低いと断られた。1泊から2泊に増やすだけでも困難。
- ・精神しょうがいのある方がヘルパーを選んでこられ、その職員に負担がかかってしまう。人間関係を構築するにも時間がかかり困っている。ヘルパーがたくさんいる訳でもなく、相談員からも利用者に説明するが理解してもらえない。
- ・長浜市にグループホームが少ない。親亡き後どうするかが課題。
- ・一般就労しているしょうがいのある方が出勤時に利用する公共交通機関のダイヤが合わず、勤務時間が減って収入も減ってしまうケースがある。市で社会参加援助金事業をされているが、就労者等の交通費支援的な明確な目的の事業に見直しができないか。
- ・車を持っている同行援護のサービス事業所が少ない。また、土日に利用できる事業所もない。

(2) 防災・防犯等の対策

- ・福祉避難所で手話通訳者がいないと心配である。市職員等支援者のベスト等に「手話出来ます」等と書かれているとわかりいい。
- ・災害時の福祉避難所の流れがわかっていない。また、昨年度大雨で停電になった地域があった。在宅酸素患者は電源が必要だが、本会でも患者把握はできていない。災害時、行政だけの力では無理だというのはよくわかる。見守り支えあい制度を地域で支えあいの輪を広げてほしい。
- ・災害時の一般的な避難の流れとして、一般避難所（自治会館等）→指定避難所（福祉避難室含む）→福祉避難所となっているが、家→福祉避難所に直接避難できないのか。医療的ケアが必要な者は一般避難所や指定避難所に避難しても仕方がない。
- ・災害時にどこに避難したらいいかわからない。災害時に必ずヘルパーがつくわけではない為、避難所に行かず家に留まったほうがいいと思っている。

(3) 権利擁護・虐待防止

- ・法人後見をすべき。本事業所でもしていきたい。
- ・成年後見については、米原市社会福祉協議会でもしているが、個人1人がしている実態がある。第3者の監視システムが必要。

- ・障害者の権利に関する条約の 19・24 条について。その部分をよく理解し、長浜市の財政事情が厳しいのは理解してるが、理念を守るための予算措置はしっかりお願いしたい。
- ・権利擁護や虐待の相談先を知らなかった。是非、啓発をお願いしたい。
- ・後見人が不足している。今のところ、希望がある人には皆ついている。本センターで把握している人数は、身寄りのない高齢者が約 20 人。必要な人が必要な時に利用できるよう啓発していきたい。
- ・生きづらさを感じている方の拾い上げについて、社会福祉協議会と社会福祉課だけでなく、長浜市全体で考えていく必要がある。

(新規項目) 福祉人材の確保

- ・ヘルパーが少なく人材不足かつ高齢化。本事業所では 70 才以上が 5 人在籍しており最長で 77 才のものがいる。男性のヘルパーは 1 人しかいない。外国人のヘルパーはいない。何とか対策を考えてほしい。
- ・当法人では、パートの賃金のアップ、初任者研修費を無料等、金銭的なメリットをつけているが集まらない。人員確保ができないのは介護の仕事に魅力がないということ。
- ・本事業所でも新規の応募が少ない。昨年度、申し込みがあり有資格者であったが理解力が欠けていた為採用しなかった。職員は足りていないが、管理やチームワークを考えるといい誰でもいいわけではない。
- ・正規職員は常時 PC を持っており訪問や会議に外出していてもケース記録やスケジュール管理ができ、働き方改革、また利用者のサービス向上に努めている。
- ・昨年正規職員が 1 名退職し、正規職員は自分だけになってしまい後継者がいない。パートにサービス管理責任者の資格を取りに行ってもらおうようにしている。
- ・人材の掘り起こしの工夫が必要。出産で退職し育休が明けの人や高齢者等。外国人の介護者はやはりコミュニケーションが難しく不向きと思う。
- ・本法人では人材不足が深刻化しており、正規職員は 65 才が定年、75 才まで再雇用としている。新卒の申し込みはない。いろいろと対策してきたが実らない。
- ・施設入所の夜勤をしてもらえる女性職員はない。3 年後には夜勤をする女性職員はいなくなる。通所施設から入所施設に人事異動をさせると退職してしまう。また、居宅の希望者もない。
- ・湖北圏域で人材確保等のシステム作りが必要である。
- ・人材について本事業所は困っておらず、離職者も少ない。募集をしていないのに電話で問い合わせもある。パートの募集は、ハローワーク、求人誌、インターネット等通所職員の募集をしており、自然と集まる。職員は大事にしている。女性職員が多いので働きやすい環境づくりに努めている。食事、誕生日プレゼント、ボーナス時に感謝の手紙等をしている。
- ・本事業所の離職率は少ない。月額をしっかり保証している。資格がある人に手を支給、出勤率に応じた一時金の支給、育児・介護休暇の充実、処遇改善加算の還元等インセンティブをつけている。また、事業所幹部職員で利用者や保護者との人間関

係をしっかり構築することにより、職員が働きやすい環境を作っている。

3. 医療・保健・福祉の連携「すこやか」

(1) しょうがいの早期発見・早期支援

(2) 精神保健・医療の充実

- ・我々は素人であるが、役割は当事者の話に耳を傾けることと思っている。長浜市全体で「傾聴」することに力を入れてほしい。
- ・これから在宅医療が重要となるが、いかんせんマンパワーがない。

(3) 医療的ケアへの対応

(4) 医療費の支援

4. 子どもの発達・教育支援「はぐくむ」

(1) 地域における子育て支援

- ・プランの文言についても例えば「地域・保健・福祉・教育…」等記載においてもまずは「教育」から始まるべき。
- ・インクルーシブ教育への理解・啓発が進んでいないと思う。
- ・県の研究事業の中で、学籍を2つ（養護学校と地域の学校）持っている児童生徒はいる。ただ、いきなり違う学校にいても馴染まない。
- ・地域ぐるみで児童生徒を育み、サポートできる体制が構築されるといい。
- ・教育部門とどのように連携したらいいかわからない。

(2) 乳幼児期からの早期支援

(3) 学齢期における支援

- ・教育支援については教育委員会の業務であり、福祉の業務ではないと思っている。システム作りは教育委員会、環境整備は福祉の役割。この分野について教育関係者がしっかり考えるべき。
- ・県立高校で介助員が必要な生徒がいる。滋賀県は週3日の介助員しか雇用できなかった為、本法人がボランティアで残りの週2日と部活の時間をボランティアで入っている。決して、お金が求めている訳でないが、県は雇用ができないのならどこかに事業委託できないか。当事者の意見を聞いて制度を変えてほしい。教育と福祉の連携が必要。

5. 活動の充実「いきがい」

(1) 就労支援

- ・「就労」「日中活動」は両輪で動くべき。
- ・しょうがいのある方の一般就労の場は、企業の理解が十分でない為充実していない。特に中小企業の理解がないと思っており啓発が必要。一般の企業にも自立支援協議会に入ってもらい就労支援部会に入ってもらいたい。
- ・就労先を探すのに担当者が苦労している。

- ・一般就労の仕事はあるが、なかなかマッチングしない。
- ・一般就労できる当事者であるのに、例えば就労継続支援A型は対応が優しく働きやすい為、A型を希望される方は多い。しかし、一般就労に押し出すことが重要である。また、就労継続支援事業所が増えれば増えるほど、行かなくてもいい人が行かれ扶助費が増加していく。
- ・5本の柱に共通することであるが、働くことでしょうがいのある方が活躍できる場の創出が重要。

(2) 日中活動支援

- ・今、困っていることとして、行動障害のある生徒の高等部卒業後の行く所がない。引き続き、本校との連携をお願いしたい。
- ・放課後や休日の過ごし方が「家庭」という児童が多い。問題行動がある為、サービス利用ができない高等部の生徒がいる。

(3) 社会参加・参加の促進

- ・地域でしょうがいのある方が本当にやりたいことのできる居場所を作っていただきたい。市が作るのではなく補助金等の支援をしてほしい。
- ・一般相談時に、余暇活動の場をしょうがいのある方に紹介できる場が少ないように思う。
- ・「元気クラブ」という余暇活動できる場がある。月1回されており、食事会、物作り、清掃活動等当事者で企画されている。対象者は一般就労している当事者。約30人登録されている。
- ・就労継続支援B型に通所している当事者で任意にカラオケ等にLINEを利用し行かれている。ただ、重度の方の余暇活動の場がない。
- ・当事者の方で社会福祉協議会のボランティア（ベルマーク種分け等）に入っている人はいる。さざなみタウンのオープン時に発達障害のある子の母親がカルチャー講座の講師をされてた。そのような人が増えていくといいと思う。
- ・移動手段特にデマンドタクシー等の活用をする為、情報の把握が必要。
- ・長浜市に視覚障害者の余暇活動できる場所はあるのか。例えば、視覚障害者が使うことができる卓球台等の設置等設備を考えられないか。